

第9回海技振興フォーラム ご質問と回答

①船員行政の現状と今後の展望

＜質問1＞危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格取得について

現在は液化ガス船での乗船履歴をもって資格取得が可能ですが、今後低引火点燃料船が本格就航した段階において、そのルートは残りますでしょうか。

それとも、低引火点燃料船の乗船履歴が必要になっていく見込みでしょうか。

・危険物等取扱責任者（低引火点燃料）を乗り組ませなければならない低引火点燃料船は、「液化天然ガス」、「液化石油ガス」、「メタノール」、「エタノール」それぞれを燃料とする船舶であるところ、現在、危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格取得に必要な手続きの見直しを進めておりますので、当該手続きの見直しが整い次第、関係者の皆様に周知させていただきます。液化ガス船での乗船履歴のみをもって資格取得可能なルートは残らない可能性もあります。

＜質問2＞海事行政 DX 推進について

今後、船員手帳がカード化されるとのこと、時期としてはいつ頃の見込みでしょうか。

・船員手帳のカード化は、現在、令和7年末の船員行政手続のオンライン化の実現に合わせた実施を目指し、検討を進めているところです。

②IMO における船員関連議論の最新動向

<質問1>

ハラスメント防止に関する能力要件に関する改正案について
近々採択予定とのこと これに関する説明会は今後実施されますでしょうか。

ご質問有難うございます。

ご指摘の改正案に関連して、現在海技振興センターでは、新たに改正条約で規定されるハラスメント等防止に関する能力要件の解説を含む教育用動画を作成中です。

動画は4月末には弊センター「マリタイム・フォーラム」にて公開予定です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<質問2>

(海技振興センター御中)

スライド 14 ページ で紹介されていましたが「船員のいじめやハラスメントに関するアンケート調査・分析」の結果について、今後ホームページに掲載予定はございますでしょうか。

ご質問有難うございます。

現在海技振興センターでは、新たに改正条約で規定されるハラスメント等防止に関する能力要件の解説を含む教育用動画を作成中です。

ご指摘のアンケート調査等の結果につきましても、動画の資料編としてあわせて作成中です。

動画及び資料編は4月末には弊センター「マリタイム・フォーラム」にて公開予定です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<質問3>

自動運航船に関する質問です。

時々、商船と漁船との衝突があります。

Q1 この衝突を防ぐ方法は考えられているのでしょうか。

(漁場との分離。農水省との議論は?)

また、商船と艦船(最近では米国)、商船の衝突があります。

Q2 この衝突を防ぐ方法は考えられているのでしょうか。

(例えば、航路の分離。)

航海中にエンジンが停止したら流され、座礁の可能性があると思います。

Q3 このような場合はどう対処するのでしょうか。

(危険なアンモニア、水素もあります。海上保安庁も参加でしょうか)

Q4 遠隔操船で、沿岸航海中、通信が途絶えたらどうするのでしょうか。

Q5 日本の特性です。航海中、津波がきている場合もあります。

この議論はされているのでしょうか。

Q6 船は、相手船に電話をして、会話して、確認して針路を選定します。

遠隔で、自船(自動運航)のVHFで相手のVHFを呼び出す技術はあるのでしょうか。

Q7 自動運航船に保険会社は、付保できると考えているのでしょうか。

保険会社はどのような意見でしょうか。

海難が多く、保険会社の経営的に厳しくなっています。

ご質問有難うございます。

現在、IMO(国際海事機関)では、自動運航船に関する安全ルールの検討が進められております。ご指摘のように自動運航船に関しては論点が多岐にわたるところです。他船との衝突防止や遠隔操船時の通信確保等、様々な論点に対して現在検討が進められているところです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

③船員のハラスメント防止に関する動向と課題

<質問1>

ハラスメント関連の判例集、特に海運業界で研修の資料となりそうな案件を調べるときは、どのような所を見ればよろしいでしょうか。

ご質問ありがとうございます。

・特に海運業界に特化した情報として、今回のフォーラムの主催者である海技振興センターが Web サイト上で公開している海上従事者のハラスメント対策ハンドブック及び動画がおすすめです。

マライムフォーラム 一般財団法人 海技振興センター[技術・研究部] (https://www.maritime-forum.jp/et/pdf/power_harassment.pdf) ハンドブック

(https://www.maritime-forum.jp/et/movie/power_harassment/link.html) 動画

また、より広く、ハラスメント全般に関する判例についてご覧になりたい場合は、講演でも触れた厚生労働省 Web サイト「あかるい職場応援団」(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)の「ハラスメント基本情報 裁判例を見よう」(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foundation/judicail-precedent/index>)が多くの事例を掲載しています。

このほか、株式会社クオレ・シー・キューブ Web サイト (<https://www.cuorec3.co.jp/>) で今回の基調講演の講師が執筆・連載している「ハラスメント関連の判例解説」(https://www.cuorec3.co.jp/info/thinks/hara_01.html)では、判例のポイント等を読みやすい形でご覧いただけると思われます。

<質問2>

企業のハラスメント防止措置で好例となるケースがありましたら、ご紹介頂けると幸いです。

ご質問ありがとうございます。

・ハラスメント防止措置の具体的な内容は講演でも触れた通り多岐にわたりますが、企業としては研修を積極的に行っていただくことが望ましいと思われまます。研修によって正確な知識を社内で共有することがハラスメントの防止に役立ちますし、研修を行うこと自体が「気を付けなければならない」と従業員の皆様への注意喚起につながります。

具体的に研修を実施する際には、今回のフォーラムの主催者である海技振興センターが Web サイト上で公開している海上従事者のハラスメント対策ハンドブック及び動画 (<https://www.maritime-forum.jp/category/et/>)、そして、厚生労働省 Web サイトの「あかるい職場応援団」(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>) をご活用いただくことがおすすめです。

研修の際は、例えばこれらのサイトに掲載されている様々な動画コンテンツを視聴し、参加者同士で感想などを出し合ってみることから始めるのも一案です。こうしたサイト等を活用して基礎的な知識を共有した後、各企業におけるハラスメント対応の方針や取り組み状況などを取り上げることで、より効果的な研修とすることができます。また、研修とセットでハラスメントに関するアンケート調査等を行うことも、実態の把握に役立ちます。こうした研修を繰り返し行っていただくことが、ハラスメントの防止を進めていく上で有益であると思われまます。

<質問3>

機関部のセンタリングの動画を見せていただいたが間違っています。

15/100mmとあるが、私が居た会社では3/100~5/10mmです。どこから15/100mmだと、手で触れば、わかりますよ。動画では、ダイヤルゲージを使わずフィラーゲージを使っており、1/Eが怒るのは当然です。また、叱らないといけない場面です。

指導の仕方では、「分からなければ呼べ」とか、「うまくいきそうでなければ呼びなさい」と言っておかなかったことが、ハラスメントになると思いますが、センタリングの15/100では、粗すぎていい加減に調整しても大丈夫というのは3/Eからすれば当然の心理です。質問は、15/100mmは、どこを参考にしたのですか。ご教示ください。

ご質問有難うございます。

御覧いただきました動画「海上従事者のためのハラスメント対策」につきましては、ご指摘の機関部作業の設定等の動画シナリオについて、外内航各社を含む専門委員会委員や機関士の方にご確認いただいたうえで作成しております。

また、安全確保に関わる業務について上長から部下に厳しい叱責が行われることは当然ありうるものですが、動画では、業務の指導上必要な範囲を超えて激高のあまり部下を仕事から外すといった会話がハラスメントに該当するおそれがあるとの解説を行っているものです。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

④アンモニア・水素燃料船における船員の知識・訓練要件の最新動向

<質問1>

既存の IGF 講習と新 IGF 講習を分けて実施していただくことは可能でしょうか？8月まで新 IGF 講習が開催されないと、配乗の都合上無理が生じ、例年通り月一回程度の開催を4月から行っていただけることを熱望いたします。

お問い合わせ有難うございます。

決して IGF 講習そのものを8月まで開講しないというわけではなく、LNG 燃料を対象とした講習は例年通りのスケジュールで開講しております。こちらを御受講いただければ LNG 燃料を対象とした乙種・甲種の資格取得は可能です。

また新規燃料を組み込んだ IGF「更新」講習を御受講頂ければ、LPG・メタノール・エタノール燃料船にも資格読み替えという形で船員の皆様にご乗船頂けるよう調整中です。

<質問2>

貴重な講義ありがとうございます。アンモニア製造 Plant のオペレータやメンテナンス職員の教育はどうなっているのでしょうか。

お問い合わせ有難うございます。

まず、IGF 講習は船員向けの資格取得講習となりますので、基本的にそれ以外の方を対象としておりません。しかしながらご要望に応じる形で（資格は発行できませんが）Maker Engineer や教育者向けの講習も当校で実施しておりますので、ご興味があればお問い合わせください。

アンモニア製造 Plant のオペレーターやメンテナンス職員の方に対しての、教育・訓練については、どちらかというと陸上の分野となりますので、小職は存じ上げません。高圧ガス保安協会様などが該当されると思いますので、別途お問い合わせ下さい。

<質問3>

講師の方をお招きしての出前 IGF 講習は可能でしょうか。

講師派遣については機構としての対応が必要となりますので、別途検討させていただきます。

<質問4>

IGF 講習につきまして、

1. 複数船社でお願いしております、海技大学校での新人研修カリキュラムに今後組み込むことは可能でしょうか。
2. 甲板部においても取得が必要ですが、主に機関部向けの講習となりますでしょうか。

お問い合わせ有難うございます。

1. 座学のみ、ということであれば十分可能です。しかしながら乙種資格認定に必要とされる消火訓練は委託事業のため開講時期が限定されており、スケジュールリングの難しさは御座います。また有料で実施している資格講習ですので、お引き受けしている新人研修カリキュラムとは別の御料金が発生する可能性も御座います。

2. 甲板部においても低引火点燃料船に乗り組む「船長」又は船長以外の海員であって燃料の取扱いに関し責任を有する者については資格として要求されます。そのため機関部のみならず甲板部の方にも多数お越し頂いております。

尚、上級講習の機関関係講義は甲板部の方には少々ハードルが高いとのご意見を頂戴することもあります。尚、可能な限り平易に且つ楽しく御受講頂けるよう今後も精進致します。